

吉田町浄化槽設置費補助金

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換で

最大 **75.2**万円(5人槽の場合) ※令和7年度から新設補助金額の変更

【補助限度額】

人槽区分	申請区分	本体工事費	宅内配管工事費	撤去工事費		補助額計
				みなし浄化槽	くみ取り便槽	
5人槽	新設	269,000円				269,000円
	転換 (建築確認あり)	332,000円		120,000円	90,000円	(単独)452,000円 (くみ取り)422,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)752,000円 (くみ取り)722,000円
7人槽	新設	335,000円				335,000円
	転換 (建築確認あり)	414,000円		120,000円	90,000円	(単独)534,000円 (くみ取り)504,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)834,000円 (くみ取り)804,000円
10人槽	新設	444,000円				444,000円
	転換 (建築確認あり)	548,000円		120,000円	90,000円	(単独)668,000円 (くみ取り)638,000円
	転換 (建築確認なし)		300,000円	120,000円	90,000円	(単独)968,000円 (くみ取り)938,000円

【令和7年度からの変更点】

新設工事の補助金額が変更になりました。

人槽区分	令和7年度	参考: 令和6年度
5人槽	269,000円	302,000円
7人槽	335,000円	376,000円
10人槽	444,000円	498,000円



【お問合せ先】吉田町上下水道課 下水道業務部門

電話: 0548-33-1100 ・ メール: gesui@town.yoshida.shizuoka.jp